

7.19 (水)
第24回「いわき市民訴訟」

集会&市民アピールのデモ行進と 裁判傍聴

ところ 新川緑地公園(文化センターと迎賓館の間)

◆ 駐車場は、近隣の駐車場または飯野八幡宮会館(会場まで送迎します。1130までお集まりください) ◆ ◎昼食は各自済ませてご参加ください。 ◎救護車の配置をいたします。

弁護士が東電に反論の口頭陳述を行います

＜決起集会場所＞



デモ・コース

新川緑地公園出発⇒国道6号線横断⇒レンガ通りを北へ⇒本町通り横断⇒
並木通り交差点左折⇒「セブンイレブン騒槌小路店」前で解散⇒三々五々裁判所へ向かう

全国で行われている一連の集団訴訟で最初となった前橋判決は、政府と東電の責任を認めましたが、被害の実態を軽視して損害額はほんの少ししか認めませんでした。これを打ち破ることが求められています。

今回は、損害賠償はすでに支払ったとする東電に反論を加えると同時に、新たに原告30人から弁護団が聞き取った損害の実態を訴える詳細陳述書を裁判所に提出する予定となっています。

私たちの裁判も天王山に差しかかりつつあります。皆さん、どうか時間をやりくりしてご参加ください。お願いします。

原告団長・伊東達也

- 11:40 「飯野八幡宮会館」マイクロバス・出発
- 12:10 新川緑地公園で決起集会開催
● 弁護団・原告団・支援者あいさつ
- 12:40 デモ行進出発 (デモ行進 30分)
- 13:10 才槌小路の7-11までデモ行進
(裁判所へ移動)
- 13:25 傍聴席の抽選に並ぶ
- 13:30 抽選開始
傍聴者送り出し
- 14:00 ★裁判開始★
(入廷者以外は飯野八幡宮会館に移動)
- 14:00 ●「飯野八幡宮会館」会館で説明会行う
・陳述者の紹介と陳述内容について
- 15:30 **引き続き「南相馬第8回裁判」支援行動**
- 16:45 飯野八幡宮会館会館で報告集会開催

★傍聴を強く要望される方は、事前に連絡をください。
事務局で調整をします。
原告団事務局長・菅原隆 090-1067-0175

次回の裁判予定

第25回いわき市民訴訟裁判
2017年9月27日(水) 14:00予定

原発事故の完全賠償をさせる会／元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟原告団

〒973-8402／いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内／TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771